

令和5年度 人権教育研究推進事業 <人権教育研究指定校事業>

都道府県・ 指定都市名	岐阜県		学校名	白川村立白川郷学園	
人権課題	外国人	対象学年・ 取り扱った教科等	総合的な学習の時間 (6・8年生 村民学)	時数等	4 時間
目標・人権教育のねらい	ふるさと白川郷や日本の文化のよさを実感するとともに、世界遺産である白川郷を訪れる外国人旅行者への観光ガイドを行い、様々な外国の文化等に触れることを通して、多様な他者の見方や考え方を尊重していくことの大切さを実感できるようにする。				
実施した内容	- 外国人観光客ガイドの方の講話を聞き、観光ガイドを行うための心構えを学んだ。【村民学：1 時間】 - 相手意識の重要性に気付き、5 月のガイドに向けて、名前等を尋ねる際のより丁寧な表現について学んだ。【英語・村民学：2 時間】 - 東ティモールからの来訪者に対し、自分達はその国について調べたことを伝えた上で、さらに深く知りたいと思ったことを質問した。【村民学：1 時間】				
工夫した点	(地域の専門家から学ぶ) 「村民学」の一環として行ってきた修学旅行生への観光ガイドの経験を生かして、外国人への観光ガイドを行う計画をした。しかし、まず、外国人観光ガイドの方の講演を受け、外国人の方に関わる際の留意点を学ぶことにした。その結果、言語や文化等、相手に寄り添う姿勢が必要であることを学び、相手の立場に立った英語表現を考えることを活動に加えた。 (関係機関との連携) - 近隣大学の学生による東ティモールの現状についての説明を聞いた。 - JICAの海外使節団の訪日事業に積極的に協力することで、外国人との交流の場を設定できた。 - 相手の文化や考え方等を尊重するには、自分達が相手を知ろうとする姿勢が大切であると考えた。そこで、まず東ティモールのことを自分達が調べ、伝えることを行った上で、自分達から質問をするようにした。そのやりとりを基にして、自分たちの生活や文化について説明する流れを重視した。				

令和5年度 人権教育研究推進事業 <人権教育研究指定校事業>

他教科との 関連

- ・ 英語科（英語で自己紹介をしよう）
- ・ 社会科（世界各地の人々と環境）

事業成果

- ・ 知識的側面：「外国人の人権課題」・・・「よく知っている」
事業開始時：35% ⇒ 事業終了間際：57%
【児童生徒変容の分析】
白川郷を訪れる外国人観光客のことだけではなく、世界のニュースに関心を持ち、ガザ地区の子ども達などの人権に関わる諸問題についても考えるなど、広く興味・関心をもつ姿が見られた。
- ・ 価値・態度的側面「自分の考えだけでなく、相手の考えも聞いて行動することは大切だと思いますか」・・・「そう思う」
事業開始時：78% ⇒ 事業終了間際：92%
【児童生徒変容の分析】
外国人との交流を主体的に行う過程で、多様な文化や考え方があることに気付くとともに、相手を大切にしようとする思い（優しさ）は、世界共通であることの気付きを強く実感できたと思う。
- ・ 技能的側面
東ティモールの使節団との交流会で、開始時は「Thank you」を多用していたが、母国語英語ではないことを実感し、交流会終了時には「Obrigado」で握手をする姿がみられた。
【児童生徒変容の分析】
相手の人権や文化を尊重するという意識の高まりから、外国人は全て英語を話すことができるといった思い込みを自分達で修正し、東ティモールの方々に喜んでもらえる表現を選択して使用することができたものとする。

令和5年度 人権教育研究推進事業 <人権教育研究指定校事業>

都道府県・ 指定都市名	岐阜県		学校名	白川村立白川郷学園	
人権課題	同和問題	対象学年・ 取り扱った教科等	社会科（6年生）		時数等 1時間
目標・人権教育のねらい	・「身分解放令」が明治政府から出された時の世の中の様子について調べる活動を通して、解放令後も真の解放とはなかった理由について、差別をする側の立場から生活経験と関連付けて考えることができる。				
実施した内容	・ 6年生社会科単元「明治の国づくりを進めた人々」において、明治時代の身分解放令の内容を知ると同時に、その時に起きた解放令反対一揆で、差別に苦しんできた人々が集落を襲った理由やその背景について調べ、差別をなくすために必要なことを考えた。【1時間】				
工夫した点	（自分との関連） ・ 人の心の中にある「偏見」や「同調意識」が差別を生み出していることに気付くことができるように、授業実施の前の週に人権学活を位置付けた。それらを本時の前に想起する場を設定し、自分自身の中にも「偏見」や「差別意識」がないかを主体的に考えることができるようにした。 （教科との関連） ・ 身分解放令が公布時に反対一揆を起こした人々の行動とその時の心情について深く考えることを通して、制度上は身分が解放されても、人の心の中にある「偏見」や「同調意識」が真の「心の開放」を阻み、差別を生み出していたことに気付くことができるようにした。 ・ 社会科や特別活動、村民学など、人権教育を視点にした教科等横断的なカリキュラムを編成することで、人権課題を身近な問題と捉え、自分事として考えることができるようにした。				

令和5年度 人権教育研究推進事業 <人権教育研究指定校事業>

他教科との 関連

- ・ 社会科（6年生：明治の国づくりを進めた人々）

事業成果

- ・ 知識的側面：「身分解放令によりすべての差別を解消できると思う」
事業開始時：82% ⇒ 事業終了間際：0%
【児童生徒変容の分析】
「身分解放令」から、政府の差別を解消しようとする考えは評価しつつも、実際に偏見や差別をなくしていくのは「人の心」であることを授業を通して実感できたものとする。
- ・ 価値・態度的側面：授業後の感想から
授業後や次の授業で、差別や人権について子どもたちが主体的に議論する姿がみられた。本時の授業の終末には、「自分たちにも差別につながる弱い心がないとは言い切れない。この世から差別をなくすのは難しいんじゃないかな？」という児童の自然な問いかけがあった。次の授業では、その問いかけに対する意見が活発に交わされた。「それでも、なくす努力をするべき。」「差別をなくす方法は必ずある。例えば・・・」と偏見や差別をなくす社会にするために何をすべきかという議論に発展した。うわべだけで「偏見はいけない。差別をなくそう。」と結論付けるのではなく、人間の心にある弱さを学んだ上で自己を振り返りながら、偏見や差別に正面から向き合おうとするきっかけを、つくることができたとする。
- 【児童生徒変容の分析】
偏見や差別はいけないと理解していながら、自分の立場を守るために偏見や差別をしてしまう人の心の弱さに気づき、自分の中にも同じ思いがあることを感じ取ることができたとする。

令和5年度 人権教育研究推進事業 <人権教育研究指定校事業>

都道府県・ 指定都市名	岐阜県		学校名	白川村立白川郷学園	
人権課題	インターネット による人権侵害	対象学年・ 取り扱った教科等	P T A親子学習（全世帯） 特別活動（全校）		時数等 4 時間
目標・人権教育のねらい	・ S N S等の正しい使い方を親子で考えることを通して、インターネットによって人権侵害が起こりうることを理解し、本人、学校、保護者が正しく使用する共通認識をもつ。 ・ 児童生徒がタブレットの利用状況を振り返り、他者を傷つける危険がある行為を防ぐための目標を設定することを通して、自分事として正しい利用ができるようにする。				
実施した内容	・ P T A親子学習会として、情報モラル教育の専門家による「S N Sの正しい使い方」講座を全世帯を対象にオンライン開催をした。【放課後（家庭教育学級）：2 時間】 ・ 児童生徒会による学校のタブレット使用の現状の課題を示し、全校児童生徒で意見交流を行い、タブレットを正しく使うための意識とルールを策定した。【学級活動、児童生徒会（L Pの時間）：2 時間】				
工夫した点	（関係機関との連携） ・ S N Sの不適切利用の未然防止を願う保護者の声から、P T Aが中心となって、情報モラル教育の専門家に依頼し、親子で学ぶことができるように全ての世帯をオンラインでつなぎ、講習会（19：00～20：00）を実施した。事後活動として、P T Aから配付したワークシートを使って、家庭でのタブレットやスマホの使用について、親子でルールづくりを行った。 （児童生徒の主体的な活動づくり） ・ タブレットで勝手に撮影をされて嫌な思いをしたという児童生徒にみられた事実をもとに、自分達でタブレットとの向き合い方を考えることができるように、児童生徒会が主体となって意識とルール作りを行った。 「タブレットの使用制限を増やすことに意味を感じません。便利にも不便にもなるタブレットを、どう使うといいかについて意識を高めることに意味があると思います。（生徒の感想より）」				

令和 5 年度 人権教育研究推進事業 <人権教育研究指定校事業>

他教科との 関連

- ・ 技術家庭科：情報とコンピューター

事業成果

- ・ 知識的側面：児童生徒作成「タブレットを大切に使うための意識とルール」がわかる。
1～9年生：100%
①その使い方が人を傷つけることがないかよく考える。
②学習以外の目的で使用をしない。
③撮影・録音機能を使う時、必ず相手の許可を取る。
④保存したデータを許可なく編集・送信しない。
 - ・ 価値・態度的側面：タブレットの使い方を見直す学級活動
「私はこれまでの使い方はよくなかったと思いました。相手の気持ちを考えずに写真を撮っていました。これからは低学年のお手本となる使い方をしていきたいです。そして、自分がされたらどう思うかということも考えて一歩立ち止まって考えていきたいです。（生徒の感想より）」
 - ・ 技能的側面：タブレットの適切でない指導事案
4月～10月（事業開始時）：4件 ⇒ 10月～事業終了間際：0件
- 【児童生徒変容の分析】
個人所有の情報端末の使い方について保護者と学校の共通理解が進んだことと、児童生徒会が中心となって自分たちの課題を共有し、発達の段階に合わせて、学級担任を中心とした指導や、自分たちで話し合いを重ね、統一した意識とルール作りを行ったことで、自分事としてタブレットを適切に使用できるようになった。

令和5年度 人権教育研究推進事業 <人権教育研究指定校事業>

都道府県・
指定都市名

岐阜県

学校名

白川村立白川郷学園

人権課題

北朝鮮当局に
よる拉致問題対象学年・
取り扱った教科等

特別活動（全校）

時数等

3 時間

目標・人権教
育のねらい

- ・ 児童生徒が北朝鮮当局による拉致やその被害を受けた方や家族の思いに触れることを通して、重大な人権侵害であることを理解し、自分事として考えられるようになる。

実施した内容

- ・ 全国生徒会サミットに参加した生徒代表が、拉致被害者家族会代表の横田拓哉さんの「この問題が忘れ去られることが心配。皆さんに知って欲しい。」との願いを受け、北朝鮮当局による拉致問題の現状や御家族の願いを全校集会で説明を行い、全校で互いの気づきについて意見交流を行った。【全校集会：1 時間】
- ・ 事後に、後期課程の社会科の授業において、問題の現状を調べたり、解決策について考えを交流したりした。【社会科：2 時間】

工夫した点

- （全ての児童生徒が参画する）
- ・ 生徒会サミットで生徒代表が北朝鮮当局による拉致被害について学んだことや感じたことを全校集会で説明し、感じたことを互いに意見交流をしたり、個々で振り返りを行ったりして、全員がこの人権課題について認識できるようにした。
 - ・ 事前にアニメ「めぐみ」を視聴したことによって、人権サミット報告会の内容について、関心をもち、深く理解しようとする生徒の感想があった。（9 年生）
 - ・ 社会科の学習で拉致問題についての理解を深めた後、学びを生かし、北朝鮮人権侵害問題啓発作文コンクールに応募した。（9 年生）

令和 5 年度 人権教育研究推進事業 <人権教育研究指定校事業>

他教科との 関連

- ・ 社会科（9年生：私たちと国際社会の諸課題）

事業成果

- ・ 知識的側面：「北朝鮮当局による拉致問題を理解している」
事業開始時：25% ⇒ 事業終了間際：64%
【児童生徒変容の分析】
全校集会から時間が経過してからのアンケートであるが、集会前の理解と比較すると、この人権課題について大きな衝撃を受け、認識できている。
- ・ 価値・態度的側面 全校集会を終えた児童生徒の感想
北朝鮮による日本人拉致問題は、本当に深刻なんだなと思いました。日本人を拉致したことを認めておいて、まだその人達を返してくれなかったり、その上情報も与えてくれないのは、流石に理不尽だと思います。それによって、横田めぐみさんが拉致されて、めぐみさんの家族が辛い中、めぐみさんを助けようと活動されているのを見てとても切なく感じました。愛していた娘と離れ離れになったご家族と、めぐみさん自身も本当に辛いと思います。これから、今世界にある人権問題の現状について知っていきたいと思いました。
【児童生徒変容の分析】
何十年も家族と離れ離れになっていることへの辛い思いに共感する感想を多くの児童生徒が記述しており、実際に自分がその立場になった時の強い悲しみを感じたものとする。

令和5年度 人権教育研究推進事業 <人権教育研究指定校事業>

都道府県・ 指定都市名	岐阜県		学校名	白川村立白川郷学園	
人権課題	その他 (いじめ未然防止)	対象学年・ 取り扱った教科等	特別活動(全校) 弁護士講話(6～9年生)		時数等 7時間
目標・人権教育のねらい	- 人間関係における自分の思いや行動を振り返り、同学年及び異学年と共感し合う活動の充実を通して、自他の人権を大切した行動ができるようにする。 「人権を守ることの大切さ」を多面的・多角的に考えることを通して、人権尊重の意識、意欲、態度を自分事として高めていくことができるようにする。				
実施した内容	「白川郷学園人権宣言」が形式的なものになっていないかアンケートで実態を把握し、児童生徒会が自分達の人権意識や態度の分析した。【全校集会、児童生徒会(LPの時間): 2時間】 - 解決すべき課題を共有し、各学級で学級及び一人一人の行動目標を考え、整理した。その後、結トークや全校集会で共有しり、議論したりした。【全校集会、学級活動、結トーク: 3時間】 - 人権尊重の大切さを多面的・多角的に捉えるために、弁護士による「法律が守る人権」講話と、個人の人権と公共の福祉が相対した時の対応策について、事例検討を行った。【村民学: 2時間】				
工夫した点	(児童生徒の主体的な活動づくり) 「白川郷学園人権宣言」を真実味のある行動規範として認識し、互いに考え行動できるように、児童生徒会が中心になって活動することを重視した。 - 多様な他者の見方や考え方を受け止められるよう、アンケート結果を全校で共有し、明らかになった課題について同学年交流だけでなく、結クラスで話し合う活動を位置付けた。加えて、全校集会で身近にある問題の解決策や心構えについて、議論を行った。 (関係機関との連携) - 人権を守ることの大切さを多面的・多角的に考えられるように、弁護士の方から、「法律がどのように人権を守っているのか」を学んだり、実際の事例をもとに、「個人の人権と公共の福祉のどちらが大切か」の交流会を設定したりした。				

令和 5 年度 人権教育研究推進事業 <人権教育研究指定校事業>

他教科との 関連

- ・ 社会科「日本国憲法（第 13 条 個人の尊重、幸福追求権）等」の理解や自分とのつながりについて考える。

事業成果

- ・ 知識的側面：事後の感想の中で多くの生徒が、弁護士の講話中にあった、「憲法が個人の人権を尊重する理由」として、『あなた（その人）は、世界中を探しても、過去・未来を探してもあなた（その人）しかいない』という話に触れていた。
 - ・ 価値・態度的側面：「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」
…「そう思う」 事業開始時：82% ⇒ 事業終了間際：92%
 <弁護士の方との活動後の生徒の感想>
 やっぱり一人一人の考え方は違って、（中略）その違いを認め合えたら、いじめとかもなくなるんじゃないかと思いました。
 いろんな人の立場になって考えてみると、一人一人を大切にすることはたくさんあると思いました。一人一人の立場になって「これって本当にいいの。」「もっといろんな考え方があるんじゃないか。」など、視野を広げて人と関わっていきたいです。
 - ・ 技能的側面：「白川郷学園人権宣言」を自分は守ることができている。…「そう思う」
事業開始時：42% ⇒ 事業終了間際：50%（どちらかと言えばも含めると96%）
- 【児童生徒変容の分析】
- 弁護士の方の講話によって、「人権を守ることの大切さ」の自分なりの根拠を実感できたものとする。また、弁護士の方による事例検討や学園の人権宣言について、同学年、異学年等、様々なメンバーでの意見交流を多く設定したことで、見方や考え方は多種多様であることや、それらを尊重することの重要性を実感できたものとする。